

# 芦屋市市有財産の貸付公募実施要項

## (駐車場用途限定)

令和8年2月実施

芦屋市 都市政策課

－ 目 次 －

I 概要	… 1
II 貸付内容（条件等）について	… 2
III 物件の下見及び質問書の提出と回答について	… 3
IV 入札について	… 4
V 開札について	… 6
VI 契約方法等について	… 7
資料（申請書等）	
質問書	… 8
入札参加申込書	… 9
利用計画書	… 10
暴力団排除に関する誓約書	… 11
暴力団排除に関する特約	… 13
役員名簿	… 15
入札書	… 17
委任状	… 18
市有地使用申請書	… 19
土地賃貸借契約書（案）	… 20
物件調書	… 22

## I 概要

芦屋市（以下「市」という。）は、市が保有する土地について、地域の利便性向上と土地の有効利用を目的に、時間貸駐車場の事業者を募集します。対象物件に対し、市が設定する最低月額貸付料以上で、かつ最高の応募価格で申込みを行った者を貸付の相手方に決定します。

### 1 対象物件（土地）

以下の物件を一括契約により貸し付けます。

所在	地目	地 積	最低月額貸付料	時間貸駐車場の整備状況
芦屋市公光町29番7 の一部	宅地	237.80m <sup>2</sup>	219,727円	現況駐車場 (アスファルト舗装)
芦屋市宮塚町89番1 の一部	宅地	179.60m <sup>2</sup>	159,305円	

※詳細は別添の物件調書をご確認ください。

申し込みにあたっては、最低月額貸付料以上でお申し込みください。

### 2 公募のスケジュール

公募要項の配布	令和8年1月21日（水）から令和8年2月13日（金）まで
▼	
質問受付・回答	受付：令和8年1月21日（水）から令和8年1月28日（水）午後5時まで （「質問書」をEメールにて提出） 回答：令和8年2月3日（火）午後5時までにHP上で回答
▼	
入札参加申込の受付・入札期間	令和8年2月5日（木）から令和8年2月13日（金）まで ※「入札書」・「入札参加申込書」を提出
▼	
貸付料開札	令和8年2月17日（火）午前11時～ 【開札場所】芦屋市役所東館3階小会議室4 ※直接、会議室にお越しください。
▼	
借受人の決定	令和8年2月17日（火） ※入札参加申込がない場合等は再公募（先着順）を行います。
▼	
契約手続	令和8年3月上旬頃まで ※「契約書」及び「使用前の写真」を都市政策課へ提出
▼	
貸付開始	令和8年4月1日（水）から ※現況のまま、貸付期間の初日に借受人に引き渡すものとします。

## II 貸付内容（条件等）について

### 1 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日

貸付けに係る準備期間及び期間満了とともに原状回復期間も貸付期間に含みます。

### 2 貸付料

貸付料入札時の落札価格が月額貸付料となります。

貸付料は、毎月末日(末日が休日の場合は翌営業日)までに当月分の貸付料を本市の指定する納付書により、本市の指定する金融機関に納付してください。

### 3 貸付条件

#### (1) 貸付けの用途

自動車駐車場

#### (2) 貸付方法

ア 契約は、地方自治法 第238条の5に基づく普通財産の貸付けとなります。

イ 現存する駐車場施設は、アスファルト舗装も含めて現借受人において設置されたものであり、現貸付期間満了時には撤去されるため、事業計画書は、全ての駐車場施設の設置を自己の負担で行うものとして策定してください。なお、落札後に現借受人と協議し、駐車場施設を引き継ぐことは妨げません。

#### (3) 禁止事項（権利設定及び譲渡の禁止）

借受人は、あらかじめ市から書面による承認を受けた場合を除いて、貸付けに基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等をすることはできません。なお、時間貸し及び月極駐車場は転貸とは解釈しないものとします。

#### (4) 貸付期間終了時の条件

借受人は貸付期間が満了したとき、又は「II 6 契約の解除」により契約を解除された場合は、直ちに自己の負担で貸付対象財産を原状に回復して市に返還しなければなりません。この場合、借受人は市に対し、返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切の請求をすることができません。

### 4 借受人の義務

#### (1) 調査協力義務

使用状況等を把握するため、本市は隨時に貸付物件を実地調査し、又は借受人に対して必要な報告を求めることができるものとします。この場合、借受人はこれに協力しなければなりません。

## (2) その他

- ア 駐車場運営に必要な光熱水費は、金額借受人の負担とします。
- イ 借受人は、善良なる管理者の注意をもって貸付財産を使用・管理し、契約目的に沿った使用をしてください。
- ウ 借受人には、貸付財産を使用して行う事業に伴う一切の責任があります。貸付期間中は借受人が物件全体の管理責任を負うものとし、その維持管理に必要な費用は借受人の負担とします。
- エ 借受人は、市が貸付対象財産の管理上必要な事項を借受人に通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。
- オ 借受人は、貸付対象財産の使用にあたっては、近隣住民の迷惑とならないよう、防犯カメラ、注意喚起の看板を設置するなどの対策をして、安全に十分配慮してください。
- カ 借受人は、貸付対象財産について、現状変更等をしようとする場合は、「現状変更承認申請書」等を提出し、許可がなされた後に作業等を実施してください。なお、工事着手は契約開始後となります。

## 5 引き渡し

貸付物件は、貸付期間の初日に現状有姿で土地の引き渡しを行います。

## 6 契約の解除

次の各号に該当するときは、契約を解除することができます。また、この場合、市又は第三者に損害を与えたときは、全て借受人の責任でその損害を賠償しなければなりません。

- (1) 借受人が「Ⅱ 3 貸付条件」記載の事項に違反、あるいは「Ⅱ 4 借受人の義務」記載の義務を果たさない場合。  
この場合、納入済の貸付料の返還はいたしません。
- (2) 市が貸付物件を、公用又は公共用に供するため必要とするとき。  
この場合、納入済の貸付料については、貸付期間の残存日数に応じて返還します。

## III 物件の下見及び質問書の提出と回答について

### 1 物件の下見

物件の下見を希望される場合には、直接現地で下見をしてください。事前の連絡は不要です。その際には、近隣住民の妨げにならないよう注意してください。

## 2 貸付公募実施要項に関する質問書の提出と回答

貸付公募実施要項についての質問は、次のとおり受け付けます。

### (1) 質問受付期間

令和8年1月21日（水）から令和8年1月28日（水）午後5時まで

### (2) 提出方法

別紙様式「質問書」を受付期間中にEメールで都市政策課へ提出してください。

提出先アドレス : kensetsu\_soumu@city.ashiya.lg.jp

※ 受付時間内に電話（0797-38-2063）にてEメールの受信確認をお願いします。

送信していても受信できていない場合には受付できません。

### (3) 回答

質問に対する回答は、令和8年2月3日（火）午後5時までに芦屋市ホームページに掲載します。

## IV 入札について

### 1 入札参加資格

次の(1)～(3)要件を全て満たす法人に限り、応募することができます。

なお、(4)～(6)のいずれかに該当する方は参加できません。

(1) 大阪・神戸市を含む阪神間に本支店又は営業所があること。

(2) 時間貸駐車場の運営者であり、入札年度を含む連続した過去3年以上の実績があること。

(3) 駐車場の運営管理に必要な免許、許可その他の資格がある場合、その資格等を有する者又は事業開始までに資格等を有する見込みがある者であること。

(4) 売買契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(5) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者その者を代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が本市と契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 本市が実施した地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、本市の職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく本市との契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を本市との契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号、同条第6号及び第32条第1項各号に該当する者

## 2 入札参加方法

受付期間内に、入札時に必要な書類を各1部用意し、都市政策課へ郵送又は持参で提出してください。

### (1) 入札書の書き方

ア 住所及び氏名は法人登記履歴事項全部証明書に記載のとおり記入してください。

イ 入札書には、住所・法人名及び代表者名（法人登記履歴事項全部証明書のとおり）を記入の上、押印してください。

ウ 入札書への金額の記入は、アラビア数字（0、1、2、3、・、・、・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥マーク」を付け、入札金額を記入してください。金額欄を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。

エ 入札書は、ボールペン又は万年筆（消せるボールペン等は不可）で記入してください。

オ 入札金額は、月額賃料の額を表示してください。

※一度ご提出いただいた書類は、理由のいかんにかかわらず一切返却できません。

### (2) 入札時に必要な書類

ア 入札書（入札用提出用封筒（白）に入れ、封緘しとじしろに押印したもの）

イ 入札参加申込書

ウ 利用計画書（駐車場区画の配置、時間貸駐車用の精算機等の設置場所、管理方法を記載）

※ フェンス等の構造物を設置又は撤去するなど現状変更等をしようとする場合は、利用計画書にその内容を記載してください。

エ 法人登記 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）

※ 申請日前3か月以内に発行されたもの

オ 印鑑証明書

※ 申請日前3か月以内に発行されたもの

カ 暴力団排除に関する誓約書

キ 暴力団排除に関する特約

ク 役員名簿（指定暴力団の構成員でないことの調査・照会用）

ケ 最近2年間の納税証明書（「法人税 その1 納税額証明書」及び「市民税（法人分）」）

コ 法人概要（会社案内のパンフレット等）

サ 財務諸表の写し（最近1期分）

シ 委任状（代理の方が入札される場合には、委任状（18ページをコピーし、記入してください）に委任者（入札者）の実印を押印してください）

（3）入札受付期間

令和8年2月5日（木）から令和8年2月13日（金）まで  
(ただし、土、日、祝日を除きます。)

（4）入札受付時間

午前9時から午後5時まで  
(ただし、正午から0時45分までを除きます。)

（5）提出先

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号  
芦屋市都市政策部都市戦略室都市政策課

※ 入札時に必要な書類をすべて同封し、郵送又は持参してください。

（6）注意事項

上記以外の資料等の提出を求めることがあります。また、提出された書類は、返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

なお、書類作成等は入札参加者の負担により行うものとします。

※ 提出された入札参加書類は、入札参加資格の判断のための調査・照会資料として使用します。

## V 開札について

### 1 開札の日時及び場所

（1）日時

令和7年2月17日（火） 午前11時から

（2）場所

芦屋市役所東館3階小会議室4

（3）その他

ア 入札参加者は開札に参加できます。（参加は任意です。）参加される場合は、入札者本人を確認するため、本人確認ができるものをお持ちください。

イ 入札者本人から依頼を受けて、代わりに開札会場に入場される場合は委任状をお持ちください。

ウ 開札参加の受付は、開始時刻の10分前から行います。

エ 開札結果の照会については、開札日の翌日以降にお答えします。（芦屋市のホームページに掲載します。）

## 2 落札者について

落札者は、最低賃料（月額）の1か月分以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札を行った者とします。最高の価格をもって入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。

落札者及び落札金額については、芦屋市ホームページに掲載します。

## 3 次点者について

本市で定める最低賃料（月額）の1か月分以上の最高額の入札の次点にあたる入札をした者は、次点者として取り扱います。

次点となるべき入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって次点者を決定します。（くじによる落札者の決定方法に準じます。）

落札者が落札決定の月の3か月後の月の1日付で公有財産貸付契約書を締結しない場合、次点者と公有財産貸付契約書を締結します。

# VI 契約方法等について

## 1 契約手続の説明

- (1) 落札者に対しては、日程調整の上、契約手続の説明をさせていただきます。
- (2) 契約説明会には、落札者本人又は代理人が必ず出席してください。

## 2 土地賃貸借契約書の締結

落札者は、令和8年3月中旬頃までに、本市の定める様式により、土地賃貸借契約書を締結していただきます。

契約の締結には、次の書類を添付します。

- (1) 市有地賃貸借契約・申請書
- (2) 使用前の写真（契約日に提出）
- (3) その他必要な書類

貸付契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、事業予定者の負担となります。

・土地賃貸借契約書（案）参照

※土地賃貸借契約書（案）は標準的な契約条項を示していますので、必要により契約条項を調整することができます。

## 質問書

令和 年 月 日

(申請先)

芦屋市都市政策部都市戦略室都市政策課

入札参加申込予定者 所在（又は所在） ○○市○○区○○町○一○  
氏名（又は名称） ○○○○株式会社 ○○支社  
(代表者名) ○○○○○○○ ○○ ○○  
担当者氏名 ○○ ○○  
電話番号 000-000-0000  
FAX番号 000-000-0000

質問事項	質問内容

(提出先) 都市政策部都市戦略室都市政策課

電話 0797 (38) 2063

## 入札参加申込書

芦屋市長 様

申込人 所在（又は所在） ○○市○○区○○町○一〇  
氏名（又は名称） ○○○○株式会社 ○○支社  
(代表者名) ○○○○○○○ ○○ ○○

代理人 所在（又は所在） ○○市○○区○○町○一〇  
氏名（又は名称） ○○○○株式会社 ○○支社  
(代表者名) ○○○○○○○ ○○ ○○

担当者氏名 ○○ ○○  
電話番号 000-000-0000  
F A X番号 000-000-0000

実施要項の各条項を承知し、「芦屋市市有財産の貸付公募（駐車場用途限定）」について、次のとおり申し込みます。

所 在	地 目	地 積
芦屋市公光町29番7の一部	宅地	237.80m <sup>2</sup>
芦屋市宮塚町89番1の一部	宅地	179.60m <sup>2</sup>

### 【添付書類】

- (1) 利用計画書
- (2) 法人登記 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- (3) 印鑑証明書
- (4) 暴力団排除に関する誓約書
- (5) 暴力団排除に関する特約
- (6) 法人役員名簿
- (7) 最近2年間の納税証明書（法人税、市民税）
- (8) 法人概要
- (9) 財務諸表の写し
- (10) 委任状（必要な方のみ）

## 利用計画書

令和 年 月 日

(申請先)

芦屋市長 様

申込人 所在（又は所在） ○○市○○区○○町○一○  
氏名（又は名称） ○○○○株式会社 ○○支社  
(代表者名) ○○○○○○○ ○○ ○○  
担当者氏名 ○○ ○○  
電話番号 000-000-0000  
F A X番号 000-000-0000

事業計画及び土地利用計画は次のとおりです。

所 在	地 目	地 積
芦屋市公光町29番7の一部	宅地	237.80m <sup>2</sup>
芦屋市宮塚町89番1の一部	宅地	179.60m <sup>2</sup>
使用目的	駐車場	
理 由	自動車貸駐車場の運営を行うため。 【事業計画】 事前準備・工事 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日予定 駐車場運営 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日予定 撤去・原状回復 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日予定	
希望貸付期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで	
貸 付 料	別途入札により決定	
管理方法		
添付書類	計画図面は別紙のとおり	

(提出先) 芦屋市都市政策部都市戦略室都市政策課

電話 0797 (38) 2063

## 暴力団排除に関する誓約書

下記1の市有財産に係る賃貸借契約申請書の提出に当たり、芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利用することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

なお、芦屋市長がこの誓約書の写し及び下記2(4)の情報を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、芦屋市長が警察署長に下記2(1)及び(2)に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を芦屋市が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は他の実施機関（芦屋市個人情報保護法施行条例（令和4年芦屋市条例第23号）第3条に規定する実施機関をいう。）及び議会に提供することについて同意する。

### 記

1 賃貸借契約の対象市有財産 芦屋市公光町29番7の一部、芦屋市宮塚町89番1の一部

#### 2 誓約事項

- (1) 申請者は、次のアからウまでに該当しないこと。  
ア 条例第2条第1号で規定する暴力団  
イ 条例第2条第2号で規定する暴力団員  
ウ 条例第2条第3号で規定する暴力団密接関係者
- (2) 申請者が前号の条項に違反したときは、賃貸借契約の解除、損害賠償請求その他の芦屋市長が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- (3) 申請者が暴力団等に該当するのか否かを確認するために、それらの役員等（芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱第2条第2号に規定する役員等をいう。以下同じ。）の氏名その他の情報の提供を求めた場合は、申請者は速やかに必要な情報を芦屋市長に提出すること。
- (4) 申請者は、本件市有財産の使用に伴い、暴力団等から妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、芦屋市長に報告し、及び警察署長に届け出て、捜査上必要な協力をすること。

令和 年 月 日

芦屋市長宛

(申請者)  
住 所  
(所在地)  
氏 名  
〔法人名  
代表者名〕

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先（TEL）1：

連絡先（TEL）2：

(参考)

**芦屋市暴力団排除条例**

第2条

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 暴力団員が役員(法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に関与している事業者
  - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し、又は代理人として選任している事業者
  - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
    - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
      - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
      - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
    - エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者

**芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱**

第2条

- (2) 役員等 次に掲げる者をいう。
  - ア 法人その他の団体(以下「法人等」という。)にあっては、役員(条例第2条第3号アに規定する役員をいう。以下同じ。)及び監督責任者(業務を監督する責任を有する者及び当該業務に対して当該者と同等以上の支配力を有すると認められる者(役員を除き、これらの者の権限を代行する権限を有する者を含む。)をいう。以下同じ。)
  - イ 法人等以外の者にあっては、その者及び監督責任者

## 暴力団排除に関する特約

### (趣旨)

1 芦屋市（以下「甲」という。）及び \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、甲が貸付け、乙が借り受ける末記の市有財産について、芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号。以下「条例」という。）第7条及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱（平成25年7月実施。以下「要綱」という。）の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう必要な措置を講じることとし、以下の各項のとおり合意する。

### (契約からの暴力団等の排除)

2 乙は、借り受けた市有財産について、暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）（以下これらを「暴力団等」という。）から不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、甲に報告し、兵庫県芦屋警察署長（以下「警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

### (役員等に関する情報提供)

3 甲は、乙が暴力団等に該当しないことを確認するため、乙に対して、その役員等（要綱第2条第2号に規定する役員等をいう。以下同じ。）の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

4 甲は、乙から提供された情報を警察署長に提供することができる。

5 甲は、乙が暴力団等に該当するか否かについて、警察署長の意見を聞くことができる。

### (警察署長から得た情報の利用)

6 甲は、警察署長から得た情報を他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関（芦屋市個人情報保護法施行条例（令和4年芦屋市条例第23号）第3条に規定する実施機関をいう。以下同じ。）及び議会に提供することができる。

### (甲の解除権)

7 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、芦屋市契約約款及び芦屋市市有財産売買契約書等（甲の解除権、解除に伴う措置等）の規定を準用する。

(1) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が暴力団等であることが判明したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、乙が正当な理由なく当該契約の条項に違反し、その違反により暴力団を利用する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

### (解除に伴う措置)

8 前項の規定による解除に伴い、乙その他関係者に損害が生じた場合であっても、乙は甲に対してその損害を請求することはできない。

9 乙がこの契約（暴力団排除に関する部分に限る。）及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、契約の解除、損害賠償請求その他の甲が行う一切の措置について異議を述べることができない。

### (誓約書及び役員名簿の提出)

10 乙は、この契約締結時までに、甲に対し、次の事項に関する誓約書に加え、役員名簿を提出するものとする。

(1) 乙が暴力団等でないこと。

(2) 乙が前号のほか、この契約（暴力団排除に関する部分に限る。）及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、契約の解除、損害賠償請求その他の甲が行う一切の措置について異議を述べないこと。

(3) 甲が、乙が暴力団等に該当するか否かを確認するために、その役員等の名簿その他の情報の提供を求めた場合には、乙は速やかに必要な情報を甲に提出すること。

(4) 甲が、乙が暴力団等に該当するか否かを確認するために、乙から提供された情報を警察署長に提供し、警察署長の意見を聞くことに承諾すること。

(5) 甲が、警察署長から得た情報を他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、

又は他の実施機関が第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために提供することに承諾すること。

(6) 乙は、この契約の履行に伴い、暴力団等から不当介入を受けたときには、甲に報告し、及び警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。

(乙からの協力要請)

1.1 乙は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、甲及び警察署長に協力を求めることができる。

貸借契約の対象市有財産 芦屋市公光町29番7の一部、芦屋市宮塚町89番1の一部

(借受人)

住 所

(所在地)

氏 名

[法 人 名  
代表者名]

印

(貸付人)

兵庫県芦屋市精道町7番6号

芦 屋 市

芦屋市長 高 島 峻 輔 印

# 役員名簿(役員等一覧表)

【契約日】 令和 年 月 日

【対象市有財産】 芦屋市公光町29番7の一部、芦屋市宮塚町89番1の一部

次のとおり、提出します。

役職名	氏名	フリガナ	生年月日	性別
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女

※記載された情報は、芦屋市暴力団排除条例第4条の規定に基づき、暴力団排除のために必要な限度で使用します。

※この名簿に記載されている個人情報については、誓約内容の確認に必要な範囲内で、他の官公署に照会することになりますので、各人の同意を得た上で記載してください。

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先(TEL)1:

連絡先(TEL)2:

## 【記載方法】

- 1 役職名、氏名、フリガナ、生年月日、性別を正確に記載してください。
  - 2 この書面には、次に該当する者を記載してください。
    - ア 法人には、役員（芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号。以下、「条例」という。）第2条第3号アに規定する役員をいう。）及び使用人（支配人、本店長、支店長その他の名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下ウにおいて同じ。）
    - イ 法人以外の団体には、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
    - ウ 個人には、その者及びその使用人
- ※参考（名簿記載対象者）
- (1) 株式会社（特別会社を含む。） 取締役（代表取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）
  - (2) 合名会社又は合同会社 社員
  - (3) 合資会社 無限責任社員
  - (4) 社団法人又は財団法人 理事
  - (5) (1)から(4)までに掲げる法人以外の法人 (1)から(4)までに掲げる役職に相当する地位にある者
  - (6) 法人格を有しない団体 代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
  - (7) 個人 その者
  - (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、契約先に受任者を設定している場合は、その受任者
  - (9) 当該事業者が会社更生手続又は民事再生手続中である場合は、(1)から(8)までに掲げるもののほか、管財人
  - (10) 登記簿謄本に記載のある役員全てについて記載すること。（ただし、監査役は除く。）
- 3 生年月日、性別の記載について、該当するものに○をつけてください。
  - 4 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

## 【注意事項】

- 1 この書面の記載に当たっては、対象者すべての同意を得てください。
- 2 対象者が多く、この書面に記載できない場合は、この書面をコピーして記載してください。
- 3 この書面提出後、役員等に変更がありましたら、速やかに変更後の書面を提出してください。
- 4 記載された情報は、条例第4条の規定に基づき、暴力団排除のために必要な限度で使用します。

### ○芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）（抜粋）

#### （定義）

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
  - (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
  - (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次のいずれかに該当するものをいう。
    - ア 暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
    - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
    - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
      - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
      - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
      - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
    - エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者
  - (4) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。
- （市の責務）
- 第4条 市は、この条例の趣旨にのっとり、市民及び事業者の協力を得るとともに、兵庫県（以下「県」という。）及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。
- 2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を入手したときは、県又は関係機関等に対し、当該情報を提供するものとする。

# 入札書

芦屋市長 宛

入札者 住 所  
(所在地)  
氏 名  
〔 法人名 〕  
〔 代表者名 〕

印

『市有財産の貸付公募実施要項』 の内容を承知の上、下記のとおり入札します。

金額	拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円

【内訳】芦屋市公光町29番7の一部

金額	拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円

芦屋市宮塚町89番1の一部

金額	拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円

\*住所及び氏名は法人登記履歴事項全部証明書に記載のとおり記入してください。

\*入札書には、住所・法人名及び代表者名(法人登記履歴事項全部証明書のとおり)を記入の上、押印してください。

\*入札書への金額の記入は、アラビア数字（0、1、2、3、・、・、・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥マーク」を付け、入札金額を記入してください。金額欄を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。

\*入札書は、ボールペン又は万年筆（消せるボールペン等は不可）で記入してください。

\*入札金額は、月額賃料の額を表示してください。

## 委任状

受任者 所在（又は所在） ○○市○○区○○町○一○  
氏名 ○○○○○○○○ ○○ ○○ 実印

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

### 記

次の芦屋市市有財産の貸付公募に関する一切の権限

所 在	地 目	地 積
芦屋市公光町29番7の一部	宅地	237.80m <sup>2</sup>
芦屋市宮塚町89番1の一部	宅地	179.60m <sup>2</sup>

令和 年 月 日

委任者 所在（又は所在） ○○市○○区○○町○一○  
氏名 ○○○○○○○○ ○○ ○○ 実印

(注) 法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要です。

令和 年 月 日

芦屋市長 宛

申請者 住 所

氏 名

T E L

### 市有地使用申請について

みだしのことについて、下記のとおり市有地を使用したいので、許可くださるよう誓約書等及び関係図書添付のうえ申請いたします。

記

#### 1 対象物件（土地）・地目・地積

所 在	地 目	地 積
芦屋市公光町29番7の 一部	宅地	237.80m <sup>2</sup>
芦屋市宮塚町89番1の 一部	宅地	179.60m <sup>2</sup>

別紙図面のとおり

(位置図・平面図を添付してください。)

2 使用目的 時間貸駐車場

3 使用期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 使 用 料 ご指示のとおり

5 使 用 条 件 ご指示のとおり

## 土地賃貸借契約書

芦屋市（以下「賃貸人」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「賃借人」という。）との間に、土地の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

第1条 賃貸人は、その所有する次に掲げる土地（以下「当該土地」という。）を、下記の目的で賃借人に賃貸し、賃借人は、これを賃借するものとする。

所 在	地 目	地 積	使用目的
芦屋市公光町29番7 の一部	宅地	237.80m <sup>2</sup>	時間貸駐車場
芦屋市宮塚町89番1 の一部	宅地	179.60m <sup>2</sup>	

第2条 当該土地の賃貸借の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

第3条 当該土地の賃貸料は、月額金〇〇,〇〇〇円とする。

なお、消費税については、消費税法第六条第一項により非課税とする。

第4条 賃借人は、前条に定める賃貸料を、指定期日までに賃貸人の発行する納付書により、賃貸人に支払わなければならない。

指定期日までに納付しなかったときは、その翌日から納付の日まで延滞金として年8.7パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年2.4パーセント）の割合を乗じて計算した金額を賃貸人に支払わなければならない。

第5条 賃借人は、当該土地に関する権利を第三者に譲渡し、もしくは転貸し、又は第1条の使用目的以外の用途に供してはならない。

第6条 賃借人は、常に善良なる管理者の注意義務をもって、当該土地を管理する義務を負うとともに、当該土地の除草等の通常の維持管理は、賃借人の費用負担により賃借人が行うものとする。

2 賃借人は、車両の出入り等について、安全に十分配慮しなければならない。

3 賃借人は、当該土地の使用等について、苦情を受けた場合は、賃借人の責任において誠実に対応しなければならない。

第7条 賃貸人は当該土地を公共目的で使用する必要が生じたとき、又は賃借人がこの契約に定める条項に違反したときは、いつでもこの契約を解除することができる。

2 賃借人は、賃貸人が前項の定めによりこの契約の解除を申し出たときは、異議なくこれに応じるものとする。

3 前2項の定めにより、賃借人に生じた損失があっても賃貸人はこれを一切補償しないものとする。

第8条 賃借人は、賃貸借の期間が満了した場合、又はこの契約が解除された場合は、当該土地を賃借人の費用負担にて原状回復し、遅滞なく賃貸人に返還しなければならない。

2 賃借人が前項の義務を履行しなかったため、賃貸人に損害を与えたときは、賃借人はその損害を賠償しなければならない。

3 賃借人は、賃貸借の期間中に当該土地に投じた有益費等があってもこれらを一切賃貸人に請求しないものとする。

第9条 賃借人は、この契約に違反し、賃貸人に損害を与えたときは、遅滞なくその損害を賃貸人に賠償しなければならない。

第10条 前各条に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、賃貸人及び賃借人が協議のうえ、処理するものとする。

第11条 賃貸人及び賃借人は、信義誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、賃貸人及び賃借人が記名押印の上、各1通を所持する。

令和8年4月1日

賃貸人 芦屋市精道町7番6号

芦屋市

芦屋市長 高島 峻輔

賃借人

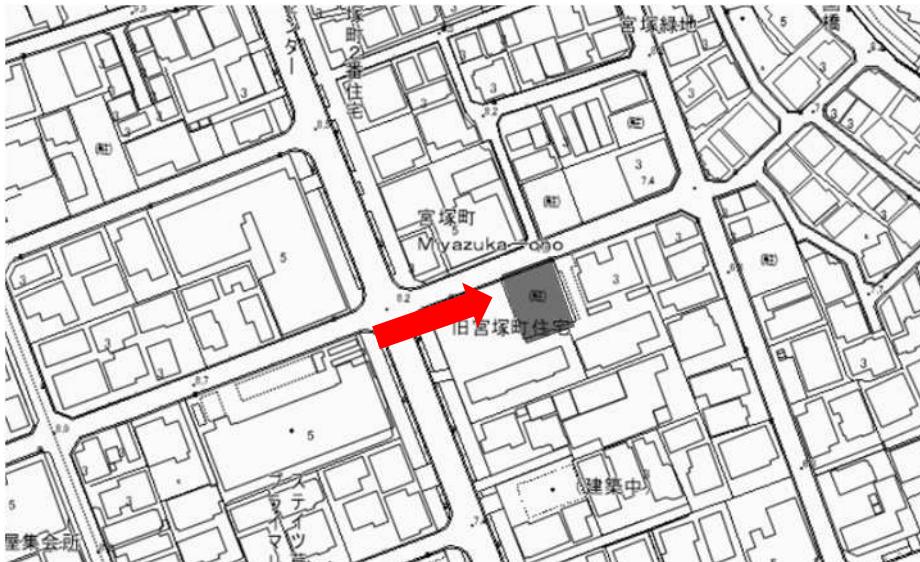
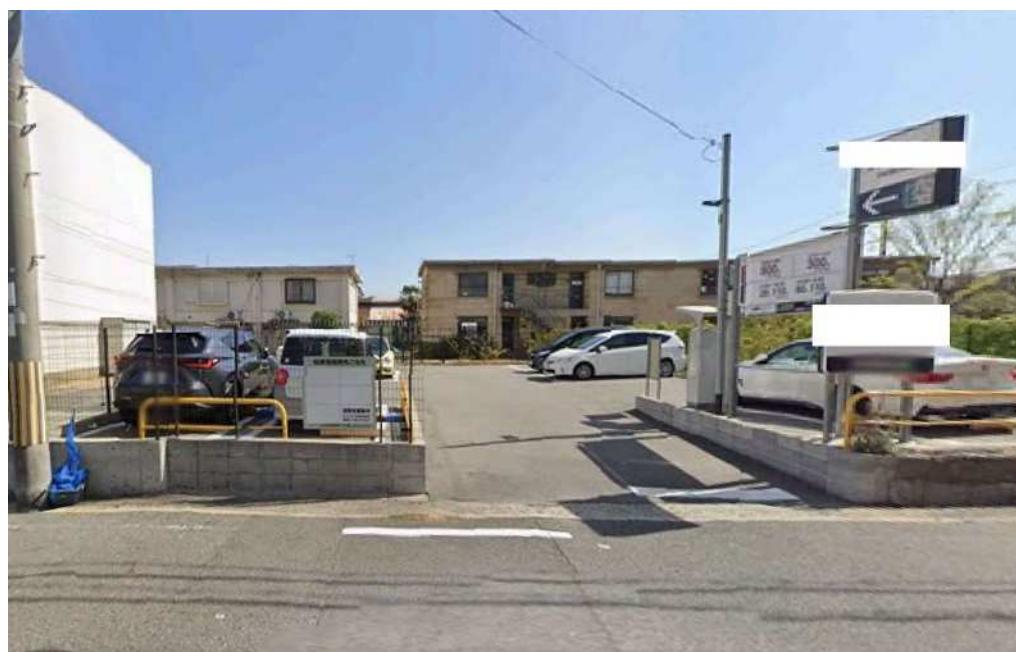
【物件 No. 1】

所在地	芦屋市公光町 2 9 番 7 の一部		
地目	宅地	対象地積	2 3 7 . 8 0 m <sup>2</sup>
用途地域	第 1 種中高層住居専用地域	建ぺい率/容積率	60% / 200%
その他の制限	<p>阪神間都市計画区域(市街化区域)、外壁後退あり、</p> <p>第 2 種高度地区（最高 15m）、日影規制あり、防火地域等（建築基準法第 22 条指定区域）、芦屋川特別景観地区（B 地区）、景観計画区域（芦屋川沿岸地区）、芦屋川風致地区（第 3 種）、近畿圏整備法による区域（既成都市区域）、芦屋市屋外広告物条例による地域区分（芦屋川特別地域）</p>		
接面道路状況 (推定)	<p>東側： 幅員約 6m の公道に約 21m 接道</p> <p>西側： 幅員約 12m の公道に約 10m 接道</p>		
売却の可否	否		
その他 特記事項	<p>R7 貸付料 924 円 (1 m<sup>2</sup> 1 か月分)</p> <p>現在、駐車場として貸付中</p> <p>駐車場の入り口の一部は、公光分庁舎の公用自動車駐車場の出入り口と共に用です。</p>		
位置図			
現地写真			

求積図



【物件 No. 2】

所在地	芦屋市宮塚町 8 9 番 1 の一部		
地目	宅地	対象地積	179.60m <sup>2</sup>
用途地域	第 2 種中高層住居専用地域	建ぺい率/容積率	60% / 200%
その他の制限	阪神間都市計画区域(市街化区域)、外壁の後退あり、第 2 種高度地区（最高 15m）、日影規制あり、防火地域等（建築基準法第 22 条指定区域）、芦屋景観地区、景観計画区域、近畿圏整備法による区域（既成都市区域）、芦屋市屋外広告物条例による地域区分（住宅地域）、航空法の制限表面区域(大阪国際空港)		
接面道路状況	北側：幅員約 6.9m の公道に約 15m 接道		
売却の可否	否		
その他 特記事項	<p>R7 貸付料 887 円 (1 m<sup>2</sup> 1 か月分)          現在、駐車場として貸付中          駐車場内南北の車路は、旧宮塚町住宅の出入り口と共に用です。          貸付の有無に関わらず、駐車場の維持管理については一体で行ってください。          旧宮塚町住宅（国登録有形文化財）に隣接しているため、駐車場看板などは景観に十分配慮してください。</p>		
位置図			
現地写真			

求積図

